

法務省保恩第109号

平成2年11月14日

最高検察庁総務部長 殿  
高等検察庁総務部長 殿  
地方検察庁次席検事 殿  
矯正管区第二部長 殿  
刑務所長 殿  
少年刑務所長 殿  
拘置所長 殿  
地方更生保護委員会事務局長 殿  
保護観察所長 殿

法務省保護局恩赦課長 梶木庄太郎

即位の礼に当たり行う特別恩赦基準に関する解説の送付について

標記基準の解説を別添のとおり送付します。

## 即位の礼に当たり行う特別恩赦基準解説

内閣は、平成2年11月12日即位の礼が行われるに当たり、同月9日の閣議において、政令による復権のほか、一定の基準により、特別に特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行う特別基準恩赦の内容を定め、同日、「即位の礼に当たり行う特別恩赦基準」（以下「本基準」という。）を公表し、復権令及び本基準は同月12日から施行、実施されることとなった。

特別基準恩赦は、一律に行う政令恩赦と異なり、内閣が閣議決定により特別の基準を設け、これに該当する者につき一定の時期に集中的に行う個別恩赦であり、その手続は、常時の個別の恩赦と同じである。

昭和天皇御大喪恩赦の際には、大赦令並びに罰金に処せられた者及び禁錮以上の刑に処せられた者を対象とする復権令が施行されたが、今次の恩赦では、大赦令は公布されず、復権令の対象は罰金に処せられた者に限られることとなったので、本基準による復権の運用には、この点につき配意する必要があるものの、以上の点を除くと、本基準の内容は、昭和天皇御大喪の際の特別恩赦基準の内容と同様である。

なお、留意を必要とする事項を次に述べる。

1 本基準による恩赦は、本人からの出願を待って行うことを原則とするが、職権による上申も妨げないこととされている（第三項第4号）。

なお、今回も、昭和天皇御大喪恩赦の際と同様、「特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願に関する臨時特例に関する省令」（平成2年11月12日法務省令第39号。以下「特例省令」という。）が発せられているので、恩赦法施行規則（以下「規則」という。）6条1項所定の期間が経過していなくても、本基準第十一項により常時の個別の

恩赦として処理されるものを除き、同条ただし書による出願期間の短縮願を提出する必要はない。

- 2 昭和天皇御大喪恩赦の例と異なり、基準日と特別基準恩赦の実施の日が同日の即位の礼が行われる日である平成2年11月12日とされている。
- 3 昭和天皇御大喪恩赦の例に倣い、特定の基準（第五項、第七項）に限定して3か月の基準日の延長措置が講じられている。
- 4 昭和天皇御大喪恩赦の例に倣い、共通する主体につき、特赦、減刑又は復権の各基準についてそれぞれ異なった要件を定め、各恩赦の種類ごとに相当性の有無を判断することとされている（① 70歳以上の者で有期の懲役又は禁錮に処せられたものについて第四項第2号、第六項第3号（）及び第十項第1号 ② 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行猶予の期間中である者について第四項第4号及び第六項第4号 ③ 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。），同法以外の法律において法定刑の短期が1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）について第四項第5号及び第六項第5号）。
- 5 昭和天皇御大喪恩赦の例に倣い、例えば、年齢がわずかに満たない者や期間の経過がわずかに不足している者など、わずかな相違から要件に該当しない者については、本基準第十一項において當時の個別の恩赦の対象とすることとされている。ただし、これによる場合には、特例省令が適用されず、出願について規則6条の制限があるため、出願期間の短縮願を提出する必要がある。

以下、各基準の内容について解説することとする。本基準の運用は、平成2年11月12日付け法務省保恩第107号刑事局長、矯正局長、

保護局長依命通達及び同日付け法務省保恩第108号恩赦課長通知により行われることとなるが、併せて本解説を参考にされたい。

(趣旨)

- 一 �即位の礼が行われるに当たり、内閣は、特別に、この基準により特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を行うこととする。

本項は、特別基準恩赦を行う趣旨を明らかにしたものである。

(対象)

- 二 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、平成2年11月12日（以下「基準日」という。）の前日までに有罪の裁判が確定している者に対して行う。ただし、第五項及び第七項に掲げる者については、それぞれ、その定めるところによる。

本項は、本基準による恩赦の対象となる者について定めている。対象となる者は、原則として平成2年11月11日までに有罪の裁判が確定しているものであるが、第五項及び第七項により、一定の場合においては、基準日の延長措置が講じられていることに留意を必要とする。もとより、平成2年11月12日以後に裁判の宣告等があったときはその対象とならないが、基準日以後に裁判の宣告等があった事件の中には、事案の内容、犯情等から考えて、本基準に該当する者との均衡上個別恩赦に浴せるのが相当な者もあると思料される。これらの者から出願があった場合には、規則6条1項所定の期間を経過していないことを理由に受理しないという扱いはせず、常時の個別の恩赦として出願する意思が

あるかどうかを確認し、その意思があるときは、同項ただし書により恩赦出願期間短縮願書を提出させた上、期間短縮の許可を持って恩赦の出願をさせ、上申手続を執るのが相当である。この場合には、先ず期間短縮願を受理し、その許可を得た後に、恩赦願書を受理することとなるので、留意する必要がある。

(出願又は上申)

- 三 1 この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権は、本人の出願を待って行うものとし、本人は、基準日から平成3年2月12日までに、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）の定めるところにより、刑務所（少年刑務所及び拘置所を含む。以下同じ。）若しくは保護観察所の長又は検察官に対して出願をするものとする。
- 2 刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官は、前号の出願があった場合には、平成3年5月13日までに中央更生保護審査会に対して上申をするものとする。
- 3 第五項の規定による特赦又は第七項の規定による減刑の場合にあっては、前二号の定めにかかわらず、それぞれ、第1号の出願は平成3年5月13日までに、前号の上申は同年8月12日までにことができる。
- 4 第1号及び第2号の規定は、この基準による特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権について、刑務所若しくは保護観察所の長又は検察官が必要があると認める場合に職権により上申をすることを妨げるものではない。この場合においては、上申をする期限は、前二号に定めるところによる。

1 本項は、本特別基準恩赦実施の手続について定めている。

前述のとおり、本基準による恩赦のすべてについて本人からの出願があったときに行うこととし（第1号）、他方、職権による上申も妨げないこととされている（第4号）。

出願期限は、平成3年2月12日までを原則とするが（第1号）、基準日の延長措置が講じられたもの（第五項、第七項）については、同年5月13日までである（第3号）。

2 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申権者については、規則1条の2第1項に規定されているところであるが、その事務処理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

(1) 受刑中の者のうち現在服役中の刑のほかに執行猶予中又は仮出獄後保護観察中の刑を有し、いまだその取消決定がなされていないものについては、関係機関（検察官又は保護観察所の長）から意見を聴取し、これを書面上明らかにして刑務所の長が一括して上申する。したがって、この種の事案については、刑務所の長は、他の刑に係る犯罪事実等について関係機関から十分な情報を得ることが肝要である。

(2) 刑務支所又は拘置支所に収容されている者についての上申は、それぞれ本所の長が行うこととされている（昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「恩赦運用通達」という。）の記の1、(1))。

(3) 労役場に留置されている者についての上申権者は刑務所の長であるが、未決勾留中の者は在監者（規則1条の2第1項1号）に含まれないので留意する必要がある。したがって、後者の場合の出願は、

刑務所の長において受理することなく、上申権者に対して直接出頭させことになる。

- (4) 檢察官が行う上申は、恩赦上申事務の重要性にかんがみ、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（恩赦運用通達の記の1、(1)）。
- (5) 甲地方裁判所において懲役刑（第1刑）の言渡しを受けその執行を猶予された者に対し、その後再犯により乙地方裁判所において懲役刑（第2刑）の言渡しがあり、先の執行猶予の言渡しが取り消されたが、服役中本人が発病したため、第1刑及び第2刑共にその執行が停止されて釈放され、その後本人は相当期間療養に努めたものの健康が回復しないため、刑の執行の免除を上申する場合の上申権者は、第1刑については甲地方検察庁の検察官、第2刑については乙地方検察庁の検察官である。
- (6) 保護観察付執行猶予中の者で、他に別件により単純執行猶予に付されているものについての減刑の上申は、単純執行猶予言渡し裁判所に対応する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにした上、保護観察所の長において一括して行う。

3 復権の上申権者については、規則3条1項に規定しているところであるが、仮釈放により保護観察に付され、その事件後更に罰金に処せられている者についての復権の上申については、当該罰金を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官）の意見を聴取し、これを書面上明らかにした上、保護観察

所の長において一括して行う。

4 恩赦の願書の受理に当たっては、次の諸点に留意する必要がある。

(1) 恩赦の願書は、できる限り恩赦上申事務規程（以下「規程」という。）に定める所定の様式によることが望ましいが（規程12条1項），この様式によらないものでも、規則9条1項の要件を具備しているものは、適法な願書として受理しなければならない。

(2) 恩赦願書の受理に当たっては、当該事案について上申権があるか否か、また、規則6条（特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願の期間制限）又は8条（再出願の期間制限）に規定する所定の期間を経過しているか否か、さらに、刑法27条（刑の執行猶予の効力）の規定又は同法34条の2（刑の消滅）の規定により、刑の言渡し若しくは刑の免除の言渡しの効力が失われた者か否かを確認することが肝要である。そして、明らかに恩赦の出願ができないものについては、理由を付して本人に返戻すべきであるが、要件の解釈等については中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）の判断を待つべきものであることに留意する必要があり、これらの要件不備のみをもって受理を拒否することは避けるべきである。また、願書の受理に当たり、記載内容につき補正を要するものは、補正させるのが相当である。

(3) 願書を受理したときは、当該願書に受理印を押なつするなどして、必ず受理年月日を明確にしておかなければならぬ（恩赦運用通達の記の1、(10)）。これは、規則8条に規定する再出願のための期間の起算日（願書を上申権者が受理した日）を確定するためである。

(4) 恩赦の出願は、本人自身によることが望ましいが、代理人によることも可能である。この場合には、代理権限を証する書面を繳し、

これを恩赦上申書正本に添付するとともに、副本には同書面の写しを添付する必要がある。

- (5) 恩赦の上申は、刑務所の長、保護観察所の長及び検察庁の長（区検察庁にあっては検事正。前記2(4)参照）が行うこととされている。刑務支所又は拘置支所に収容されている者、保護観察所支部が保護観察を担当し若しくは担当した者又は検察庁支部に対応する裁判所支部において有罪の裁判が言い渡された者に係る恩赦願書の受理は、支所又は支部において行わせて差し支えないが、この場合も、願書のあて先は支所又は支部の長ではなく、刑務所の長、保護観察所の長又は検察庁の長（区検察庁にあっては検事正）とすべきである。
- 5 本基準による恩赦は、本人からの出願を待って行うことを原則としている。しかし、例えば、出願者と共犯関係にある者で、犯情、行状等が良好で恩赦相当と思われるものなどについては、出願者との均衡上、第三項第4号の定めにより職権による上申を考慮する要がある。

なお、審査会による恩赦上申の受理から恩赦の決定までの所要期間はおおむね3か月程度と見込まれるので、恩赦の上申に当たっては、緊急を要するもの（例えば、選挙の期日切迫）については弾力的運用を図り、いやしくも事務の遅延により恩赦決定が本人につき恩赦の効果を必要とする期日に間に合わなかったというようなことのないよう上申手続を熟る要がある。このような場合は、緊急を要する理由を付せん等で明示すべきである。

（特赦）

四 特赦は、第二項本文に定める者であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の

状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

- 1 本項は、特赦を行うに当たっての判断基準、いわゆるかんがみ事項について定めている。本項第1号から第6号までに掲げる者で、基準日の前日までに刑に処せられたもの（第5号及び第6号に掲げる者については、第五項により、基準日の前日までに裁判の宣告等を受け、平成3年2月12日までに有罪の裁判が確定した者等が含まれることになる。）について、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」を詳細に調査する必要がある。
- 2 「犯情」とは、犯罪の軽重を含む犯罪の情状であり、「本人の性格」とは、性質、素行、知能程度、精神的疾患の有無を含む健康状態、遺伝、常習性の有無等をいう。事案にもよるが、凶悪重大事犯やいわゆる傾向犯の対象者については、この調査はかなり重要な要素を占め、この認定に資する資料はできる限り添付する必要がある。受刑者については、刑務所における分類調査の結果が重要な資料となろうし、出願に当たって提出される「身上関係書」（平成2年11月12日付け法務省保恩第108号恩赦課長通知別紙2）の性格の記載内容も参考となろう。また、「行状」とは、当該犯罪行為以外の一般的な生活態度をいい、刑の言渡し以前のものをも含み、「犯罪後の状況」とは、改しゅんの情及び再犯のおそれの有無のほか、服役中の行状、保護観察中の行状、保護観察終了後恩赦出願までの行状を含むが、必ずしも両者は明確に区別し難い。

「社会の感情」とは、第一義的には犯行及び恩赦に対する地域社会（犯罪地、本人の居住地及び在監者の帰住予定地）の感情を指すこと

となろうが、さらにこれを踏まえて広い視野からの、良識ある社会人の法感情に基づく評価をも考慮すべきであり、また、応報感情の融和が刑罰の機能の一つであることにかんがみ、社会一般及び被害者（遺族）の応報感情が融和されているか否かについても重視しなければならない（前記恩赦課長通知の記の第3、3参照）。

3 なお、犯罪者予防更生法54条1項によれば、審査会の調査すべき項目に「違法の行為をする虞があるかどうか」が掲げられているが、本基準による恩赦は、原則として出願に係ることから、出願者にこの点の判断を求めるることは適当でないとして本基準には規定されなかつたものである。また、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」には、「共犯者との均衡」、「近親者の状況」等が含まれる。さらに、これまでの常時の個別の恩赦の運用においては、被害者（遺族）の感情に関する調査が不十分であったり、また、例えば保護観察中の者に対する的確な指導により被害弁償等の措置を講ぜしめるべきであるのにこれを欠いたまま上申に及ぶ事例が見受けられるなどその指導において適切を欠く面のあることが否めず、特に殺傷犯についてその弊が認められるので、十分に調査を尽くすはもとより、出願者に対する適切な指導を要する場合があるので留意する必要がある。

1 少年のとき罪を犯した者であって、基準日の前日までにその罪による刑の執行を終わり又は執行の免除を得たもの

本号の趣旨は、少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を終わり又は執行の免除を得た者は、少年法60条によって、人の資格に

に関する法令の適用については将来に向かって刑の言渡しを受けなかつたものとみなされるため、人の資格に関する限りでは恩赦の実益はないが、特赦は刑の言渡しの効力を失わせる効果があるので、刑に処せられたことが本人の更生の障害となっている場合にこれを救済しようとするものである。

なお、本号による上申権者は検察官であり、上申庁の検察官から本号による出願者の在監中及び仮出獄中の成績等について、刑務所及び保護観察所に照会がなされることも多いと思われるので、関係機関の協力が必要である。

2 基準日において70歳以上の者であつて、有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までにその執行すべき刑の期間の2分の1以上につきその執行を受けたもの

- 1 本号は、70歳以上の老齢者を特に寛大に扱う趣旨のものである。
- 2 70歳以上の者で「有期の懲役又は禁錮に処せられた」ものには、
  - ① 刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者以外の者
  - ② 刑の執行を終わった者又は執行の免除を得た者とがある。

前者については、本号と第六項第3号(一)の減刑とが競合し、後者については、本号と第十項第1号の復権とが競合するから、それについて、特赦若しくは減刑又は特赦若しくは復権の要件について考慮する必要がある。したがって、その場合には、本人の意向を確認し、「特赦又は減刑」又は「特赦又は復権」として恩赦の種類を逐一的又は予備的に出願する意思があるか否かを明らかにする必要がある。そして、本人からこのような逐一的又は予備的出願があった場合には、

恩赦の種類のそれぞれについて意見を付して上申する。また、本人が他の種類の恩赦を出願する意思のないときは、その旨を恩赦上申書付記欄に「減刑については希望しない」等と記載して明らかにする（前記恩赦課長通知の記の第1参照）。

なお、刑の執行を終わり又は執行の免除を得た者のうち、保護観察に付されたことのある者については、特赦の上申権者は検察官である（規則1条の2第1項）が、復権の上申権者は最後に保護観察をつかさどった保護観察所の長である（規則3条1項）ので、検察官が択一的又は予備的上申をする場合には、仮出獄中の成績等について保護観察所に照会するとともに、復権の上申権者である保護観察所の長の意見を聴き、これを調査書の総合所見欄に記載するなど書面上明らかにする。

3 実際に70歳以上の者で刑に処せられているものは、多数の前科があるか、あるいは罪質の重い罪を犯したもののが大部分であるため、特赦が行われる事例はまれであろう。

また、2刑を有する場合には、両刑とも2分の1以上執行していれば両刑について上申することができるが、犯情の点で不相当となることが多いであろう。

4 「執行すべき刑の期間」とは、言渡しを受けた刑の期間から通算、算入された未決勾留日数を減じて得た、現実に執行すべき期間の意味である。

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに5年以上を経過した者であって、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつて

## いるもの

- 1 本号は、刑務所を満期出所した者や仮出獄期間が満了した者等を対象とするものである。
- 2 本号では、「その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている」ことを要件としているが、この要件は、第四項第4号、同第5号、第六項第4号、同第5号及び第十項第3号と同じものである。

この公共的社會生活上の障害とは、近い将来において具体的に一定の公職又はこれに準ずる役職（以下「公職等」という。）に就任するまでの障害及び現在就任している公職等における活動上の障害をいう。法令に基づき資格を喪失し、あるいは、これを停止されているため一定の公職等に就任できない場合のみならず、刑に処せられたことによる負担から、現在就任している公職等において部下の指導、意見の表明、外部との交渉等が満足に行えない事情にあるなど事実上の場合であってもよい。小地域又は小範囲の関係者の役員として活動する生活のようなものでも、公共的社會生活に含めて差し支えない。

例えば、国会議員、都道府県知事、市区町村長又は地方議會議員の選挙への立候補はもちろんのこと、地元地域団体（消防団、自治会、土地改良区等）、同業組合（農業、漁業、畜産、森林、育果、古物商組合等）等の役員への就任、農業委員、教育委員、民生委員等への就任あるいはP.T.A.役員への就任等が考えられる。

（注）先例によれば、「公共的社會生活上の障害」として認定されたのは、次のようなものである。

公職選挙に立候補するまでの障害

人権擁護委員としての活動上の障害

公務員試験を受験する上での障害

行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士の資格を取得する上での障害

議会議員としての活動上の障害

弁護士、税理士、弁理士として登録する上での障害

宅地建物取引業者として登録する上での障害

開発計画審査会委員としての活動上の障害

商工会役員に就任する上での障害

医師としての医療業務遂行上の障害

医師会代議員に就任する上での障害

義肢装具士の資格取得上の障害

民生委員に就任する上での障害

各種技能士の技能検定委員としての活動上の障害

町内会長に就任する上での障害

P.T.A. 幼稚園の父母の会役員としての活動上の障害

スポーツ少年団の指導員としての活動上の障害

老人クラブ会長としての活動上の障害

交通指導員としての活動上の障害

漁業生産協同組合長に就任する上での障害

工業会会长に就任する上での障害

ライオンズクラブ役員としての活動上の障害

3 その認定に当たっては、公共的社會生活上の障害となっている事実の有無、程度を具体的に調査し、就任すべき公職等ないしその団体の名称、就任の時期等を特定することが必要である（例えば、公職への

立候補の場合は「平成3年〇月〇日施行予定の〇〇市議会議員選挙への立候補」、団体役員に就任する場合は「平成3年〇月〇日〇〇団体の〇〇役職に就任」などと記載する。なお、団体役員への就任の時期は現職者がいる場合はその者との交替時期、資格回復と同時に団体役員に就任する場合はその旨を明らかにする。）。また、これらを証するに足る資料（推薦者、関係団体等本人以外の者の推薦書、上申書、嘆願書、証明書等）の提出を出願者に求め、恩赦上申書に添付してその関係を明らかにすることが必要である。

選挙の期日は未定であるが当該選挙への立候補を理由とする出願は、数か月先にその選挙が行われることが客観的に確実である場合には、現に公共的社會生活上の障害となっていると解して差し支えない。なお、選挙運動に従事することは、公共的社會生活上の障害には当たらないので、特に留意する必要がある。

「現に」障害となっていることが必要であるから、現在は障害となっていないが将来何らかの公共的活動の障害となるかもしれないと予想される程度にすぎないものはこれに含まれない。したがって、現在は単に個人的業務のみを営んでいるが、将来何らかの社会活動をしたいということだけでは、現に障害となっているとは認められない。

また、刑に処せられたため公職等を辞して現在に至っていることのみでは、現に障害となっていることに当たらない。

この障害は、本人について現在具体的に生じていることが必要である。本人以外の者についての障害は本基準の「公共的社會生活上の障害」には当たらないから、本人の子供について障害となっている場合であっても考慮することはできない。

4 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の2分の1以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的・社会生活上の障害となっているもの

1 本号は、罪の種類を限定せず、有期の懲役又は禁錮に処せられその執行の猶予の期間中の者を対象としている。次の第5号との関係では、同号において除外されている刑法犯等についてもこれを対象としている点及び社会貢献を要件にしていない点において広くなっているが、執行猶予中の者でその期間の2分の1以上を経過しているものに限定している点において狭くなっている。

有期の懲役又は禁錮に処せられた者で、執行猶予の期間の2分の1以上を経過したものについては、次の第5号に該当するものとするのではなく、本号に該当するものとして処理することになる。

なお、執行を猶予された刑が2刑あり、それぞれの刑が猶予期間の2分の1以上を経過している場合や、受刑中の者で他に執行猶予の刑があり、これが取り消されないで2分の1以上経過している場合なども本号の出願ができるが、行状、犯罪後の状況等からみて不相当とされる場合が多いであろう。

2 保護観察付執行猶予中の者を本号に該当するものとして上申する場合には、恩赦の補充性にかんがみ、原則として仮解除を先行させるべきであり、やむを得ず仮解除の申請と思赦の上申を行なう場合には、調査書にその旨を明記するとともに、仮解除の決定があったときは、速やかに審査会あてに通知することが必要である。

3 「その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる」の意義については、前号の解説で述べたとおりである。

5 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法（明治40年法律第45号）の罪（過失犯を除く。），同法以外の法律において短期1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、社會のために貢献するところがあり、かつ、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっているもの

1 本号は、過失犯を除く刑法の罪、法定刑の短期が1年以上である特別法の罪又は薬物に係る罪（以下「除外罪名」という。）以外の罪で有期の懲役又は禁錮に処せられた者を対象としている。なお、本号にいう過失犯、法定刑の短期が1年以上の刑である特別法の罪、薬物に係る罪は、別添一覧表のとおりである。

また、本号の対象となっている罪と除外罪名に係る罪とが刑法45条前段の併合罪の関係にあるとき又は觀念的競合若しくは牽連犯の関係にあるときは、本号に該当しない。

本号では、刑の執行前の者又は受刑中の者からの出願も可能であるが、いざれもいわゆるかんがみ事項に照らし、恩赦不相当とされる例が多いと思われる。

2 「社會のために貢献するところがあり」とは、社會的に評価されるような功績が現に存在し又は過去に存在した場合をいい、諸般の具体的な状況を総合判断することになる。

例えば、市区町村議会議員のほか、民生委員、P.T.A.役員、

自治会役員、消防団の役員、同業組合の役員等一定の地位に基づく社会への貢献のほか、過去に人命救助あるいは福祉施設や更生保護施設等に対しての物心の支援などの事実があり、それが社会的に評価されていることがこれに該当する。

なお、この認定に当たっては、単に本人の申立てによるだけでなく、「社会のために現に貢献し又は貢献した事実を証するに足る疎明資料」（在籍証明書、表彰状等の写し）を提出させ、これを恩赦上申書正本に添付し（副本には添付の必要はない。），認定の根拠を明らかにする必要がある。

「その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている」の意義については、第四項第3号の解説で述べたとおりである。

6 罰金に処せられ、その執行を猶予されている者又は基準日の前日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得た者であつて、その刑に処せられたことが現に社會生活上の障害となっているもの

- 1 本号は、罰金に処せられその執行猶予中の者及び基準日の前日までに罰金の執行を終了し又は執行を免除された者を対象としている。
- 2 本号の要件である「社會生活上の障害」とは、刑に処せられたことにより本人の就職、結婚のみならず、子女の養育など日常生活を営む上で本人自身が制約を受けていることである。当然のことながら「公共的社會生活上の障害」よりは広いものであり、私企業の役員に就任するとか管理職に昇進することなどは「公共的社會生活上の障害」には含まれないが、「社會生活上の障害」には当たるものと解される。

なお、本号のうち、罰金の執行を終了し又は執行の免除を得た者で復権令により既に資格を回復しているものに対し更に特赦を行うには、特赦によらなければ救済できないような特段の事情があることを要する。

五 1 前項第5号に掲げる者については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による特赦を行うことができる。

2 罰金に処せられ、そのことが現に社会生活上の障害となっている者については、基準日の前日までに略式命令の送達、即決裁判の宣告又は有罪、無罪若しくは免訴の判決の宣告を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合であって、その執行の猶予の期間中であるとき又は同日までにその執行を終わり若しくは執行の免除を得たときも、前号と同様とする。

本項第1号は前項第5号についての、第2号は前項第6号についての基準日の延長措置を定めたものである。上訴中の公職選挙法違反者が、これを取り下げる刑を確定させ、本項により出願する場合が予想されるが、慎重かつ的確な調査を必要としよう。

(減刑)

六 減刑は、第二項本文に定める者のうち、懲役又は禁錮に処せられた者（その執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）で

あって、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相當であると認められる場合に行う。

- 1 本項は、減刑を行うに当たっての判断基準を定めたものであり、「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は第四項本文の解説で述べたとおりであるが、減刑の場合には、特赦の場合に比し、この要件を一般的にはやや緩やかに解する余地があると考えられる。この点については、具体的事案に即して検討することが望ましい。
- 2 残刑期の少ない者であっても減刑の対象とはなるが、前述のとおり、審査会の恩赦上申受理から恩赦決定までの所要期間がおおむね3か月程度と見込まれるので、上申に当たっては、特にこの点につき留意する必要がある。

- 1 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられた者であって、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合に応じ、それぞれ、(イ)又は(ロ)に定めるもの
  - (イ) その犯した罪につき定められた懲役又は禁錮の法定刑の短期が1年以上である場合にあっては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の2分の1以上につきその執行を受けた者（不定期刑に処せられたときにあっては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の2分の1以上につきその執行を受けた者）
  - (ロ) (イ)以外の場合にあっては、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の3分の1以上につきその執行を受けた者（不定期刑に

処せられたときにあっては、言い渡された刑の短期のうち執行すべき部分の3分の1以上につきその執行を受けた者)

- 1 本号は、第四項第1号と同様、少年のとき犯した罪により刑に処せられた者を寛大に取り扱う趣旨のものであるが、執行猶予中の者は、次の第2号の対象として別に基準が設けられているので、本号の対象から除外されており、また、本文括弧書きにより、刑の執行を終了した者も対象から除外される。
- 2 少年のとき犯した罪により刑に処せられた者の中には、保護観察に付されたり、少年院に収容される等の保護処分歴を有する者、執行猶予期間中に犯した罪により刑に処せられた者、あるいは犯罪事実が極めて多數ある者などが多いと思われるので、特に再犯のおそれの有無について詳細な検討を行った上で上申すべきである。このような者は、いわゆるかんがみ事項に照らし恩赦不相当とされる例が多いと思われる。

なお、少年のとき罪を犯した者であれば、成人になった後にその罪により刑に処せられた場合であっても差し支えない。

- 2 少年のとき犯した罪により、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予されている者であって、基準日の前日までにその猶予の期間の3分の1以上を経過したもの

本号は、少年として少年法の適用を受けた者に限らず、少年のとき罪を犯した者であれば、成人になった後にその罪により刑に処せられた者も対象としており、このことは、第1号と同じである。

3 基準日において70歳以上の者であって、次のいずれかに該当するもの

- (一) 有期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに執行すべき刑の期間の3分の1以上につきその執行を受けた者
- (二) 無期の懲役又は禁錮に処せられ、基準日の前日までに10年以上その執行を受けた者

本号は、第四項第2号と同じく、70歳以上の老齢者を寛大に取り扱う趣旨のものであるが、執行猶予中の者が除かれるほか、次の点が同号と異なるので留意する必要がある。

- 1 無期、有期を問わず、刑の執行を終わった者、執行の免除を得た者は対象とならないこと（本文括弧書き）
- 2 有期の刑の執行を受けた期間をその執行すべき刑の期間の3分の1以上として、要件を緩和していること
- 3 無期の懲役又は禁錮に処せられた者も対象となること

なお、有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行すべき刑の期間の2分の1以上その執行を受けた者は、本号と第四項第2号とが競合することになるので、前述のとおり、恩赦願書の受理に当たっては、本人の意向を確認する必要がある。

- 4 有期の懲役又は禁錮に処せられ、その執行を猶予され、基準日の前日までに猶予の期間の3分の1以上を経過している者であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっているもの

本号も、執行猶予の経過期間が3分の1に緩和されているほかは、第四項第4号と同旨のものである。

執行猶予期間の2分の1以上を経過している者は、本号と第四項第4号とが競合することになるので、前述のとおり、恩赦願書の受理に当たっては、本人の意向を確認する必要がある。

「その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる」の意義については、第四項第3号の解説で述べたとおりである。

5 有期の懲役又は禁錮に処せられた者（刑法の罪（過失犯を除く。）、同法以外の法律において短期1年以上の懲役若しくは禁錮を定める罪又は薬物に係る罪により刑に処せられた者を除く。）であつて、その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっているもの

本号も、第四項第5号と同旨のものであり、刑の執行を終わった者、執行の免除を得た者は対象とならないこと及び社会貢献の要件を要しないことのほかは、同号と同じである。

除外罪名以外の罪により有期刑に処せられ、その執行を猶予され、執行猶予期間の3分の1以上を経過した者は本項第4号と競合することになるが、この場合は、第四項第4号と同項第5号の関係につき同項第4号の解説で述べたと同様で、本項第4号に該当するものとして処理することになる。

なお、本号は第四項第5号と競合する場合があるので、前述のとおり、恩赦願書の受理に当たっては、本人の意向を確認する必要がある。

「その刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となつてゐる

る」の意義については、第四項第3号の解説で述べたとおりである。

七 前項第5号に掲げる者（当該懲役又は禁錮の執行を終わり又は執行の免除を得た者を除く。）については、基準日の前日までに有罪、無罪又は免訴の判決の宣告を受け、平成3年2月12日までにその裁判に係る罪について有罪の裁判が確定した場合にも、同項の例によりこの基準による減刑を行うことができる。

本項は、第五項と同様、前項第5号についての基準日の延長措置を定めたものである。

八 減刑は、次による。

- 1 無期懲役は15年の懲役とし、無期禁錮は15年の禁錮とする。
- 2 有期の懲役又は禁錮は、次により刑の期間を変更する。
  - (1) 基準日において70歳以上の者については、刑の期間の3分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
  - (2) (1)以外の者については、刑の期間の4分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
- 3 不定期刑は、その短期及び長期について、それぞれ、刑の期間の4分の1を超えない範囲でその刑を減ずる。
- 4 刑の執行猶予の期間を短縮する場合にあっては、その4分の1を超えない範囲とする。

本項は、減刑率等について定めたものであり、その率等は、各号に示

されているとおりである。

なお、「刑の期間」とは、言渡しを受けた刑の期間の意味である。

(刑の執行の免除)

九 刑の執行の免除は、第二項本文に定める者であって、懲役又は禁錮に処せられ、かつ、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

本項は、刑の執行の免除を行うに当たっての判断基準を定めたものであり、対象となる者は、罪種について別段の制約を受けない。「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は第四項本文の解説で述べたとおりであるが、刑の執行の免除の場合には、特赦の場合に比し、この要件を一般的にはやや緩やかに解する余地があると考えられる。この点については、具体的な事案に即して検討することが望ましい。

特赦や減刑は、有罪の確定裁判の効力を消滅させたり、宣告刑 자체を変更することになるため刑事司法に対する影響が強いことから、その運用には慎重な考慮が必要であるのに対し、刑の執行の免除は、裁判所が言い渡した刑そのものは変更せず、残刑の執行だけを免除するものであるので、例えば、犯情や罪質等が悪質な事案であっても、本人の改しゅんの情が顕著で、行状が良好であることなど他の要件を充足していれば積極に解して差し支えない。

1 病気その他の事由により基準日までに長期にわたり刑の執行が

停止され、なお長期にわたりその執行に耐えられないと認められる者

本号は、刑の執行停止中の者に対する要件を定めたものである。

病気等の疎明資料である診断書は、必ずしも国立病院等検察庁の指定した病院の作成に係るものであることは必要ではなく、検察官において信用し得るもので足りる。

「その他の事由」とは、刑事訴訟法482条のうち、年齢が70歳以上であることとか、身体に著しい障害があることなどが代表的な事例である。

また、「長期にわたり刑の執行が停止され」の「長期」とは、具体的な事案によってその期間が異なり、病状、年齢、残刑期等の諸事情を総合的に判断すべきであるが、通常は5年前後、例外的には2年ないし3年となろう。

「なお長期にわたりその執行に耐えられない」とは、将来においても刑を執行し得る見込みがほとんどない場合をいう。

## 2 基準日において70歳以上の者で、仮出獄を許されてから基準日の前日までに20年以上を経過したもの

本号は、第四項第2号、第六項第3号と同様、70歳以上の老齢者を特に寛大に取り扱う趣旨のものであり、年齢70歳以上の者のうち、主として無期刑仮出獄者を対象とすることを目的としている。しかし、仮出獄後20年以上を経過した者の中には、所在不明となり、例えば10年以上の長期にわたり保護観察が停止されていた者又は現に停止されて

いる者も含まれるが、行状、犯罪後の状況等の点で不相当とされる事例が多いであろう。

(復権)

十 復権は、第二項本文に定める者のうち、1個若しくは2個以上の裁判により禁錮以上の刑に処せられ又は1個若しくは2個以上の裁判により罰金及び禁錮以上の刑に処せられて基準日の前日までに刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た者であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等にかんがみ特に相当であると認められる場合に行う。

本項は、復権を行うに当たっての判断基準を定めたものであり、第九項（刑の執行の免除）と同様、罪種について別段の制約を受けない。

今次の恩赦においては、前述のとおり、昭和天皇御大喪恩赦の場合と異なり、復権令の対象が罰金に処せられた者に限られることとなり、禁錮以上の刑に処せられた者はその対象とされていない。このことから、本項の適用を受けることを必要とする場合が昭和天皇御大喪恩赦の場合より多くなってくるものと予想されるところである。

「犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情等」の意義は第四項本文の解説で述べたとおりであるが、これらの要件は、特赦、減刑に比して緩やかに解されることになろう。

また、復権は、特に相当とする場合に認められるのであるから、現実に特定の資格回復の必要がなくとも、潜在的に資格制限を受けている者

に対し、一般社会人並みに各法令で定めている資格を取得することが可能な状態にする、いわば将来支障の生ずることがあり得る資格の制限を事前に回復する趣旨で行われていることに照らし、現在又は将来において何らかの資格取得又は回復を必要とする具体的な事情が必要であり、上申に当たっては、本人の心情、生活状況のほか、日常の社会生活上の障害等の具体的な内容について十分調査を尽くしその内容を明らかにすることが必要である。

1 基準日において 70 歳以上の者

本号も、70歳以上の老齢者を寛大に扱う趣旨のものであり、刑終了後の経過期間を問わない。

2 禁錮以上の刑の全部につきその執行を終わり又は執行の免除を得た日から基準日の前日までに 3 年以上を経過した者であって、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となっているもの

本号は、刑に処せられたことが現に社会生活上の障害となっている者が復権する要件について定めたものである。

「現に社会生活上の障害となっている」の意義については、第四項第 6 号の解説で述べたとおりである。

3 社会のために貢献するところがあり、かつ、刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている者

本号は、社会のために貢献するところがあった者については、刑終了後の経過期間を必要としないこととしたものである。したがって、この場合は、単に本人の申立てによるだけでなく、過去に社会のために貢献し、又は貢献している事実を証するに足る疎明資料を提出させる必要がある。

「社会のために貢献するところがあり」の意義については、第四項第5号の解説で述べたとおりであり、また、「刑に処せられたことが現に公共的社會生活上の障害となっている」の意義については、第四項第3号の解説で述べたとおりである。

(通常の恩赦)

十一 この基準に該当しない者であっても、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権を行うことが相当である場合には、常時の個別の恩赦を行うことを考慮するものとする。

本項は、本解説冒頭のうに記載したとおり、例えば、70歳にわずかに満たない、あるいは期間の経過がわずかに不足しているなどのため、本基準による恩赦の要件に該当しない者について、常時の個別の恩赦の対象として考慮することを注意的に規定したものであるが、これらの者については、本基準による恩赦の要件に該当する者との均衡を考慮し、実際には、事案の性質、犯情等の諸点を総合的に判断して、本基準による恩赦に準じて取り扱うこととされよう。

なお、これらの者の出願には、特例省令は適用されないため、出願については規則6条に定める出願期間の制限があるので、留意する必要がある。

怪異の家譜

「さういふのよきおもてなし」などと評せば可い

## 別添

### 基準第四項第5号及び基準第六項第5号の除外罪名一覧表

#### 1 次の罪を除く刑法（明治40年法律第45号）の罪

- (1) 業務上失火（第117条の2前段）
- (2) 業務上過失激発物破裂（第117条の2前段）
- (3) 重過失失火（第117条の2後段）
- (4) 重過失激発物破裂（第117条の2後段）
- (5) 業務上過失往来妨害（第129条第2項）
- (6) 業務上過失傷害（第211条前段）
- (7) 業務上過失致死（第211条前段）
- (8) 重過失傷害（第211条後段）
- (9) 重過失致死（第211条後段）

#### 2 刑法以外の法律において、法定刑の短期が1年以上の刑を定める罪

- (1) 爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）第1条から第5条までの罪
- (2) 決闘罪に関する件（明治22年法律第34号）第2条の罪
- (3) 銃砲刀剣類所持等取締法（明治33年法律第6号）第31条の罪
- (4) 外国に於て流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及模造に関する法律（明治38年法律第66号）第1条及び第2条の罪
- (5) 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条の2の罪及び第1条の3前段の罪
- (6) 盗犯等の防止及処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第2条から第4条までの罪
- (7) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第23条第1項後段の罪
- (8) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第117条の罪
- (9) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第63条の罪
- (10) 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第64条の罪
- (11) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第224条の2の罪及び第230条第1項第1号の罪
- (12) 電波法（昭和25年法律第131号）第105条の罪
- (13) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第134条第2項及び第135条

### の罪

- (14) 森林法（昭和26年法律第 249号）第202条第1項及び同条第4項の罪
- (15) 武器等製造法（昭和28年法律第 145号）第31条の罪
- (16) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第27条第2項の罪
- (17) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第 167号）第51条第2項の罪
- (18) 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和45年法律第68号）第1条、第2条及び第4条の罪
- (19) 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和49年法律第87号）第1条から第5条までの罪
- (20) 人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和53年法律第48号）第2条から第4条までの罪
- (21) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律（昭和57年法律第61号）第9条第1項の罪
- (22) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第87号）第58条の罪
- (23) 流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和62年法律第 103号）第9条第2項の罪

### 3 薬物に係る罪

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第 124号）に違反する罪
- (2) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）に違反する罪
- (3) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第 252号）に違反する罪
- (4) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に違反する罪
- (5) あへん法（昭和29年法律第71号）に違反する罪